

質疑・回答書

告示番号	告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
1	経費率算出のために採用されている積算基準は、環境省(全国都市清掃議会 廃棄物処理施設整備実務必携)と考えてよろしいでしょうか？御教示願います。	本工事は環境省循環型社会形成推進交付金対象事業ではありませんが、経費積算には同交付金取扱要領を参考としています。	
2	解体撤去工事における産業廃棄物処理(有価物含む)は、直接工事費に含まれていますが、すべて諸経費率の対象と考えてよろしいでしょうか？御教示願います。	ご理解のとおりです。	
3	共通仮設費 1)仮設雨水排水処理設備 配管・盛替における1式の想定数量の内訳はどういったものでしょうか？御教示願います。	明細、数量は明示できません。添付資料01～02図面をご参考に経験等から適切にご判断ください。	
4	共通仮設費 3)警備員とは、建築保全業務労務単価(物価資料)の警備員と考えてよろしいでしょうか？またそのランクはA、B、Cの内どれでしょうか？御教示願います。	本工事における万全の安全確保を前提に経験等から設定してください。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	告示第467号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項		回 答
5	<p>発注仕様書P33における「1名常駐」とは、昼間のみと考えてよろしいでしょうか？それとも24時間と考えてよろしいでしょうか？また、夜間・休日においても常駐するのでしょうか？御教示願います。</p>		<p>警備員の常駐とは、作業時のことを指します。よって、作業されていない夜間等は、含まれないと解釈して下さい。その他については、仕様書に示しておりますが、協議によるものとお考え下さい。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp